



# 岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第30号  
令和2年10月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない私たちの財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



國田家の芝桜

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 第13回通常総会書面開催      | 2  |
| 令和元年度多面的機能支払交付金優良表彰地区の紹介            | 2  |
| 「機械の安全使用に関する研修」について                 | 5  |
| 令和2年度多面的機能支払交付金の制度改正のポイントについて       | 6  |
| ジャンボタニシの駆除に御協力ください＜岐阜県農村振興課からのお知らせ＞ | 8  |
| 多面的機能支払交付金に係る活動の適切な実施について           |    |
| ＜岐阜県農村振興課からのお知らせ＞                   | 9  |
| 新型コロナウイルス対応に関するお知らせ＜農林水産省ガイドライン＞    | 10 |

# 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

## 第 13 回通常総会書面開催

令和 2 年 3 月 2 日に OKB ふれあい会館にて開催予定の第 13 回通常総会は、新型コロナウイルス感染防止のため書面にて開催し、全ての議案は原案どおり承認されました。議決事項は下記の通りとなります。なお、通常総会における表彰式は中止となりましたが、地域資源の保全管理活動に多大な効果を発揮された 5 活動組織に甚深なる敬意を表し、改めてご紹介いたします。

### 議決事項

- 第 1 号議案 平成 30 年度事業報告、収支決算並びに財産目録の承認について
- 第 2 号議案 令和元年度収支補正予算の承認について
- 第 3 号議案 令和 2 年度事業計画並びに一般会計収支予算の議決について

## 令和元年度多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介

### 活動組織名 中東小藪地域づくり協議会（羽島市）

認定農用地面積 48.5ha

交付対象面積 45.4ha

活動の表題 集落営農組織と協議会の連携活動

活動の概要 平成 19 年度から活動している組織である。  
農道の法面の防草対策として、毎年ヒメイワダレ草の植栽を行ったり、花いっぱい運動に取り組み、チューリップのプランターを道路の路肩に並べて景観形成の保全に取り組んでいる。また、本年度から「女性部」を新設して、休耕田にさつま芋や花の植栽を行って保全管理に努めている。総会を単なる議案審議の形式的なものではなく、ワークショップ形式による意見交換の場としている。



## 活動組織名 室原農地、水環境保全組合（養老町）

認定農用地面積 103.95ha

交付対象面積 103.95ha

活動の表題 各種団体との共同活動

活動の概要 平成19年度から活動している組織である。

1つの農業者団体と11の非農業者団体が連携しながら、水路の草刈りや泥上げ、施設法面への防草シート張りを実施したり、ゲートやポンプの塗装作業等の補修工事を構成員が協力して自分たちで行っている。また、スマイルロードと名付けられた農道にこども園園児らがサクランボの収穫体験を行ったり、ハッピーロードと名付けられた農道には、八重桜を植樹して、地域の潤いの場所を提供している。



## 活動組織名 跡部区農地・水保全会（関市）

認定農用地面積 48.3ha

交付対象面積 45.1ha

活動の表題 小集団活動による草刈り、立木伐採、水路の補修

活動の概要 平成24年度より活動している組織である。

毎回小集団活動として、跡部区関係者全員に呼びかけ、春は農業用水路の清掃活動、夏から秋にかけては地域内の草刈り、冬季には河川敷の立木除去等を農用地区域と一体となって行っている。また、水路の目地補修講習会をきっかけに構成員が力を合わせて自分たちで目地補修を実施している。地域の掲示板にはその年の活動内容を掲載し、誰もがいつでも確認できるように、活動の啓発普及に努めている。





## 活動組織名 佐見の水土里を育む会（白川町）

認定農用地面積 95.5ha

交付対象面積 89.9ha

活動の表題 ～清流を大切に作る農業を

次世代の子ども達へ残し伝える～

活動の概要 平成 19 年度から活動している組織である。園児から中学生を対象に、環境の専門家を招いて、生態系観察保全活動を行い、清流を地域で守ることの重要性を学んだり、地元の小学生を対象に田植えや稲刈り、脱穀などの農業体験を通して、収穫に対する感謝とお礼の気持ちを育んでいる。大人たちは農地維持活動等に加え、「佐見の道と川を守る会」を結成し、活動組織の構成員となって、年 4 回の清掃活動を農用地区域一体となって行っている。



## 活動組織名 西洞を守る会（高山市）

認定農用地面積 20.82ha

交付対象面積 20.82ha

活動の表題 昔の八尺川を取り戻そう

活動の概要 平成 19 年度から活動している組織である。地区中央部を流れる「八尺川」の上流域の開発等で悪化した環境を改善するため、セラミック炭による水質浄化対策などの環境保護活動を、集落が一丸となって行っている。その結果、近年では蜚が飛び交い、アマゴや鮎の姿も観察できるようになってきた。また、花の植栽等を行い、農用地や農業用水路等を見学しながら歩くウォーキングなどの活動を通して、地域の繋がりも強くなっている。



# 「機械の安全使用に関する研修」について

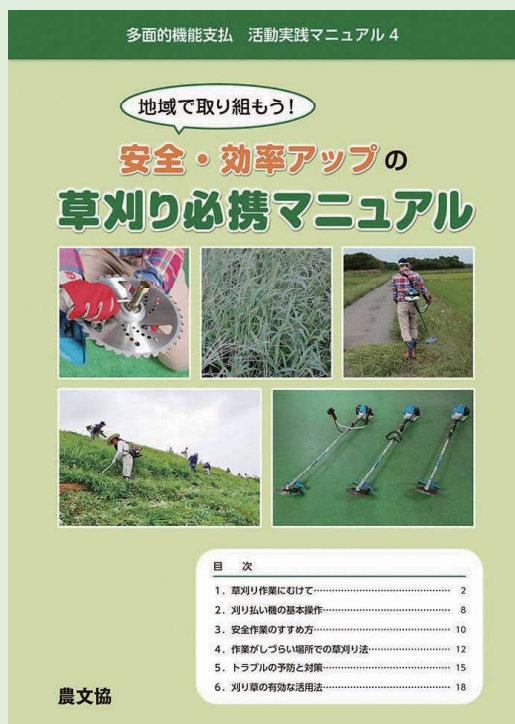
## 「機械の安全使用に関する研修」について

全国的に多発する活動中の事故を受けて、令和2年度の制度改正により、「機械の安全使用に関する研修」を5年間の活動期間中に1回以上実施することとされました。共同活動で使用する機械又は使用頻度の高い機械(刈払機等)について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加することが必要となります。なお、活動要件を満たす方法は次のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

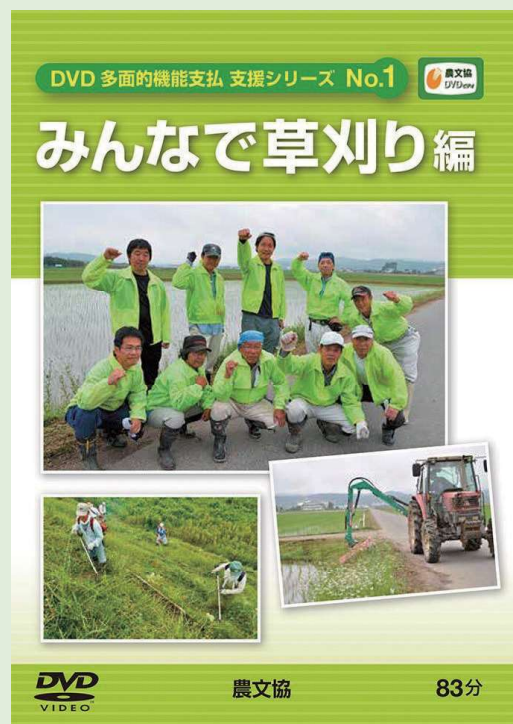
- ①岐阜県(協議会含む)・市町村が主催する研修会に参加し、受講内容を構成員に伝達する
- ②機器購入先等に講師を依頼し、組織内で研修を実施する
- ③組織内の有資格者(刈払機取扱い作業安全衛生教育受講者等)に講師を依頼し、研修を実施する
- ④活動組織又は農業従事者向けに作成された映像資料又はテキストを用いて研修を実施する
- ⑤活動組織内部でテキストを作成し研修を実施する(実施前に市町村の事前確認を受ける必要があります)

## 草刈り研修テキストの配布・DVDの貸出について

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会では、安全な活動を推進するため、草刈り研修用のテキストを各組織の皆様へ1冊ずつ配布することといたしました。このテキストを用いて組織内で研修を行った場合、「機械の安全使用に関する研修」要件を満たすことができます。また、更に充実した研修に向けて、各市町村に1枚ずつ草刈り研修の貸出用DVDを配布いたしますので、視聴ご希望の組織は各市町村へお問合せください。



テキスト



DVD

# 令和2年度多面的機能支払交付金の 制度改正のポイントについて

## 災害時の交付金融通が可能となります

**甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通**  
対象組織間で既配分の交付金の融通が可能となります。



大雨により農地に堆積した流木等を地域共同で撤去

災害対応に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けることで、**早期営農再開が可能**となります。

※翌年度以降の交付金の交付の際に、市町村が融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能。

## 活動要件や項目、取組内容の見直し

### 資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」

取組内容が拡充されます。

#### ①◆これまで

「57 医療・福祉との連携」

#### ◆これから

**「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」**

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。



(例) 小学校と連携したアイガモ農法の体験学習

#### ②「55 防災・減災力の強化」について

**「災害時における応急体制の整備」**も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命

### 作業安全対策

実践活動等の際には、**安全な活動に努める**ものとし、研修メニューに**「機械の安全使用に関する研修」**が追加されます。

※全ての対象組織で、活動期間中に1回以上実施する。  
(令和元年度までに活動を開始し、令和2年度に変更や再認定を受けない組織も含む)

○共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械  
(刈払機など) について、安全使用に関する研修、講習会を開催又はそれに参加する。





## 役員に女性が参画している場合の加算措置の要件緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から**6割以上**に緩和されます。

《「農村協働力の深化に向けた活動」》  
加算措置要件

「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける対象組織のうち、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行うこと。

- a**
- 構成員のうち、4割以上が非農家
  - 構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

- b**
- 構成員のうち、4割以上が非農家かつ、**役員に女性を2名以上選任**
  - 構成員の**6割以上**が参加する実践活動を、毎年度**2種以上**それぞれ**別の日**に行う

令和2年度  
改正

農村協働力の深化に向けた活動への支援  
400円/10a等

| 実践活動                    | 参加割合     | 実施日          | 判定 |
|-------------------------|----------|--------------|----|
| 水路の泥上げ<br>植栽等の景観形成活動    | 6割<br>6割 | 4/20<br>6/20 | ○  |
| 水路の泥上げ<br>農道の草刈り        | 6割<br>6割 | 4/20<br>4/20 | ×  |
| 植栽等の景観形成活動<br>生物の生息状況把握 | 6割<br>6割 | 4/20<br>6/20 | ○  |
| 水路の泥上げ<br>水路の泥上げ        | 6割<br>6割 | 4/20<br>6/20 | ×  |



複数の実践活動でないため×



複数の実施日ではないため×



女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりに努めます！

## 持越金についてその額の精査をお願いします

### 交付金の精算、持越について

使用予定に基づいて**残額の一部又は全部を持ち越し、翌年度以降の活動に使用することが可能**です。持ち越し額については、**十分に精査し**、実施状況報告書にその使用予定を明記してください。

※実施期間終了年度末にあっては、翌年度に再認定を受け活動を継続する場合のみ持ち越しが可能。

(様式第1-8号) (別添)

| 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 |                                |                         |
|----------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 支出の部                 | 4. 次年度への持越金<br>(農地維持・資源向上(共同)) | 持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入 |
|                      | 5. 次年度への持越金<br>(資源向上(長寿命化))    | 持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入 |
|                      | 合 計                            |                         |

別紙

| 持越金の使用予定表<br>農地維持・資源向上(共同)                                                        |      |        |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------|--------|-----|
| 次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。<br>精査額について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。 |      |        |     |
| 使用時期                                                                              | 使用内容 | 使用予定金額 | 精査額 |
|                                                                                   |      | 円      |     |
|                                                                                   |      | 円      |     |
|                                                                                   | 計    | 円      |     |

備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入。  
多額な持ち越し(※当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「(別紙)持越金の使用予定表」を作成し、提出。



# ジャンボタニシの駆除に御協力ください

< 岐阜県農村振興課からのお知らせ >

○ジャンボタニシの駆除啓発のためチラシを作成し、岐阜県 HP にアップしています。

ジャンボタニシの駆除啓発 岐阜県

検索

URL ⇒ <https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/nosanbutsu/11423/janbotanishi.html>

○多面的機能支払交付金の資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）で、「外来種の駆除」メニューを活用して、駆除に取り組むことが可能です。

## ジャンボタニシの駆除に御協力を！

～田植え後にできる対策～

ジャンボタニシは水路を伝って下流方向に広がっていきます。そのため、対策は**地区全体で取り組む**必要があります。トラクター等に付着して上流側へ広がることもあるので、機械の洗浄や農作業の順番に配慮（上流から下流に向けて作業するなど）しましょう。



### 水田ほ場内

#### ●農薬散布で、個体数を減らしましょう

ジャンボタニシの駆除に効果のある農薬については、最寄のJA又は農林事務所農業普及課へお問合せ下さい。

#### 一言アドバイス

食害がひどい箇所を中心に溝を切り、貝が集まったところに農薬をまく効率的な方法もあります。



食害を受けた周辺を溝切りした状況

#### ●水路からの侵入防止をしましょう

水口への侵入防止網の設置など、水路からの侵入を防止しましょう。

### 水路

#### ●卵を除去しましょう

#### ●落水時の集中駆除をしましょう

落水時は水路の一部に集まっている場合が多いです。そこで駆除をすると効果的です。



水路での駆除活動

ジャンボタニシの卵塊



産卵直後  
(赤色)



ふ化直前  
(白っぽい色)

#### 一言アドバイス

卵は産みつけられてから1週間経つと白っぽくなり、水中に落としても稚貝になってしまいます。そのため、卵を水に落とすのは、白っぽくなる前に毎週やるのが望ましいです。できない場合は卵を潰すようにしましょう。

注意

貝や卵には素手で触らずに手袋をしましょう

岐阜県 農政部 農産園芸課・農村振興課  
(監修:岐阜大学応用生物科学部)

作成:令和2年7月



# 多面的機能支払交付金に係る活動の適切な実施について

< 岐阜県農村振興課からのお知らせ >

○多面的機能支払交付金の事業の実施に当たっては、関係法令及び実施要綱等を遵守し、適切に行われるようご協力をお願いします。

○交付金の適切な実施に向けては、「円滑な組織運営のポイント」を参考に、組織内での合意形成をしっかりと行い、事業を実施いただきますようお願いします。

\*各ポイントの詳しい内容は、「円滑な組織運営のポイント」を参照願います。

円滑な組織運営のためのポイント 多面的

検索

URL ⇒ <https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/sigenhozan/index.html>



高めよう 地域協働の力！

改訂版

## 多面的機能支払交付金 円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。



1 構成員の合意形成をしっかりと行う

2 役員が行う事務はお互いに確認し合う

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう！

役立ち情報

積極的な活動の情報発信



令和元年5月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

# 新型コロナウイルス対応に関するお知らせ

## < 農林水産省ガイドライン >

### 農業関係者のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に  
関する農林水産省対策本部

水田・畑作・施設園芸等の**農業者や集出荷施設等の従業員のみなさま**は、国民への**食料の安定供給等に重要な役割**を担っています。

みなさまの中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

(令和2年5月8日までの知見に基づき作成)

※「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」<[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_nou.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf)>

## 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

### ○農業者・従業員等に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、関係者への連絡と自宅待機
- ③息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上）には、すぐに関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ④屋内で作業をする場合はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保  
多人数で行う場合等は、状況に応じて換気を行う
- ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
- ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃

### ○会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔をとるなど、「三つの密」※を避けてください。

※①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）



## 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。

- 患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、**保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者**と確定された農業関係者には、**14日間の自宅待機及び健康観察を実施**してください。
- 濃厚接触者と確定された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

農林水産省

### 3 生産施設等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が作業に従事した区域<sup>※1</sup>の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所<sup>※2</sup>を中心に、アルコール<sup>※3</sup>で拭き取り等を実施してください。

※1 生産施設、集出荷施設、事務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）、又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）

※アルコールが入手できない場合はエタノール（60%台）でも可

- 一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません**。

### 4 業務の継続

あらかじめ**地域の関係者が連携する体制の検討**をお願いします。

#### <想定される連携体制>

- ・ J A 等の生産部会 ・ 農業法人のグループ
- ・ 集出荷事業者等を共有する集団 ・ 集落



#### <検討事項（イメージ）>

- ・ 連絡窓口、連絡網の作成 ・ 消毒資材、消毒要員の確保
- ・ 農作業代替要員のリスト作成
- ・ 代行する作業の明確化、優先順位付け、作業方法
- ・ 代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

例えば

#### 支援内容

**耕起作業や播種・移植作業、水やり作業**など当面の営農活動継続のために**支援を必要とする作業**を検討し、**作業の優先順位付け**を行います。

#### 支援要員

**周辺農業者や受託組織**の活用など、あらかじめ

① **誰(どの機関)**が

② **どの作業**を

支援するか役割を明確化します。

〔※ 労働力の確保状況を踏まえながら、優先順位に基づき、作業を実施しましょう。〕



※ 必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう。

農林水産省は、みなさまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。



# お知らせ

## 活動の延期による繰越金について

新型コロナウイルス対策を理由として、次年度以降に活動を延期したことによる交付金の持ち越しが可能です。なお、通常の持ち越しと同様に必要額のみ持ち越しとなり、不用額は返還が必要です。また、新型コロナウイルス対策を理由として予定した活動ができなかった場合についても、返還免除の対応となる予定です。

## 感染拡大防止のお願い

地域における活動等につきまして活動制限の緩和がされておりますが、引き続き感染リスク防止のため、次の事項に留意し活動を行っていただきますようお願いいたします。

- ・発熱や感冒症状のある者について活動や会議等の参加自粛
- ・十分な間隔の確保 < 例 > 屋内：参加者を会場定員の 50% 程度に減員、屋外：2m 以上空ける
- ・手指消毒やマスク着用の徹底
- ・行事前後における三密の生ずる交流自粛
- ・参加者の連絡先把握

## 協議会における新型コロナ対応

新型コロナウイルス対策のため、協議会では例年と異なる対応をとっており、関係者の皆様にご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。なお、例年開催しておりました各種行事等につきましても、中止・延期又は参加者に優先順位をつけさせていただく場合があります。事務所においても執務スペースの区切り及び不急のご訪問自粛、オンライン会議への切り替え等を実施しております。

あとがき

稲刈りの季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。活動の際は新型コロナウイルスの感染対策のみならず、安全管理にも十分お気を付けください。

編集担当



## 岐阜県の農地・水・環境保全だより 第 30 号

発行

岐阜県農地・水・環境保全協議会

〒 500-8385 岐阜市下奈良 2 丁目 13 番 1 号 (岐阜県土地改良事業団体連合会内)

Tel 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索